

高知県救急医療・広域災害情報システム連携用スマートフォン（モバイルカメラ利用）端末貸借に係る仕様書

1 業務名

高知県救急医療・広域災害情報システム連携用スマートフォン（モバイルカメラ利用）端末貸借業務
（以下「本業務」という。）

2 業務目的

「高知県救急医療・広域災害情報システム」において、県内消防本部が、医療機関へ画像や動画を共有するモバイルカメラとしてスマートフォン端末を用い、また、観察票入力等にも利用するための環境を整備する。

3 履行期間

（1）準備期間（端末導入作業等）

契約締結日から令和8年8月14日まで

（2）回線使用期間

令和8年8月14日から令和11年7月31日まで（36か月）

本契約は、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約とする。

4 業務内容

本業務の内容は、以下の項目を一括して行うものとする。

（1）スマートフォン端末貸借

以下の仕様を満たすスマートフォン端末一式を納入すること。

ア. 機種 DuraForce EX

イ. 台数 73台

ウ. 仕様 ・OS Android™ 13 / 14 / 15 以上

（対応の最新OSにアップデートすること）

・ディスプレイ 約5.8インチ

・ストレージ容量 64 GB以上

・SIM eSIM かつ 自動適用

・本体色 ブラック

可能な限り同一色を準備することとするが、やむを得ず全数同一色がそろわない場合は、発注者と協議の上決定すること。

・その他 メーカー発表の仕様のとおり

エ. 附属品 ・充電器、電源アダプタ

（2）移動通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線を提供すること。

ア. 回線数 73回線

イ. 通信速度

スマートフォン端末で利用可能な回線とし、高知県・愛媛県・徳島県内における

5G対応エリアでは5Gの通信を可能とし、可能でないエリアでは4G/LTE回線が使用できるものとする。

ウ. 通信量

- (ア) 1台あたり3GB/月以上の通信料を含むこととし、ひと月の通信上限を超えた場合でも、追加料金負担がなく低速度での通信を可能とすること。
- (ア) データ通信に係る月額利用料は通信の時間に関わらず定額であり、及び3GB/台までのデータ量においては定額であること。
- (イ) データ通信量を、調達する全ての回線でシェアして利用するサービス形態であること。

エ. その他

- (ア) Wi-Fiを利用してインターネット通信が可能であること。
- (イ) 通信料金においては、総務省認可によるユニバーサルサービス料の見直しが行われても、当該料金は契約期間中において請求額に反映しないこと。
- (ウ) 公用備品として、不適切なサイト閲覧へのアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。
- (エ) 電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波状況の改善対策を実施できること。

(3) スマートフォン端末の初期設定の実施及び内容

受注者は、本仕様書で記述する機能及び仕様条件を満たした上で、発注者と導入までのスケジュールを協議し、所定の期日までに導入作業を完了すること。なお、不測の事態等により、導入時期等が遅れる場合は、発注者と協議すること。

また、初期設定の実施及び導入については、以下の条件を満たすこと。

ア. スマートフォン端末は、納入時点での、その端末が対応する最新OSにアップデートすること。

イ. 受注者は、落札決定後速やかに導入の作業計画書を提出し、発注者に適宜報告を行うこと。

ウ. スマートフォン端末の回線ごとの所要事項を記した管理台帳を作成し、納品時に提出すること。また、スマートフォン端末名、管理番号、サポートダイヤル番号等、識別可能なラベルをスマートフォン端末機に貼り付けること。

エ. スマートフォン端末に欠陥が発見された場合は、迅速に交換対応をすること。

オ. 受注者は、納品時に発注者へ機器の操作方法について説明を行い、後日の問合せにも適宜対応すること。

カ. 以下の仕様を満たすマニュアルを作成し、PDF版として提供すること。

- (ア) スマートフォン端末設定マニュアル
- (イ) セットアップID取得マニュアル、リセットマニュアル
- (ウ) 故障時・紛失時対応マニュアル
- (エ) その他必要なマニュアルについては、協議の上決定する。

キ. なお、その他、初期設定に必要な事項は、本県と協議の上、設定すること。

(4) 保守

以下の内容について、保守問合せ先を明確にし、提供すること。

ア. スマートフォン端末には、契約期間中の故障・紛失補償サービスを付与すること。なお、当該サービスにより、端末を故障又は紛失した場合、使用者の故意

又は重大な過失と認められる場合を除き、無償で利用可能な端末と交換を行うこと。

- イ. スマートフォン端末及びアプリケーションの利用又はトラブル等に関する問い合わせに対応すること。
- ウ. スマートフォン端末の紛失及び盗難時には、本県から連絡を受け、回線停止等のデバイス機能制限の対応を行うこと（受付時間：9時から18時365日）。
- エ. 発注者及び利用者（消防本部職員）から不具合に係る通報を受けた場合は、速やかに担当職員と協議の上、指示に従うこと。
- オ. 故障対応時は、故障端末の状況により、良品に交換すること。その際に、接続確認したうえで、管理台帳に追記し、スマートフォン端末名、管理番号、サポートダイヤル番号等、識別可能なラベルをスマートフォン端末機に貼り付け、納品すること。
- カ. スマートフォン端末の操作等について、発注者及び利用者（消防本部職員）からの問い合わせに対応すること。

5 スマートフォン端末等の納品期限及び納品場所

- (1) 納入期限 令和8年8月14日（金）
- (2) 納入場所 東京都府中市晴見町2-24-1
国際航業株式会社

6 検収

納入の際は、本県が「4（3）スマートフォン端末の初期設定の実施及び内容」で指定した管理台帳及びマニュアルを、納品書とともに提出し、通信サービス等の動作確認を行った上で検査を受けること。

検収の結果、瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

なお、本仕様書に沿わない設定時のミスによる不良が判明した場合には担当職員と協議の上、無償で対応すること。

また、併せて納入場所に納入後、医療政策課担当まで報告すること。

7 賃貸借期間満了時等の取扱い

解約及び賃貸借期間満了時には、受注者は、スマートフォン端末を回収すること。なお、回収に要する全ての費用は受注者の負担とする。

8 費用の請求及び支払方法

本業務に係る費用については、「高知県救急医療・広域災害情報システム」の運営委託先である「一般財団法人高知県救急医療情報センター」が支払う。

請求及び支払方法については、以下の条件を満たすこと。

- (1) 月次請求は、全回線分を一括請求とし、「一般財団法人高知県救急医療情報センター」に対して、全回線の総額がわかる請求書を送付すること。その請求書に通信料金とスマートフォン端末代金の内訳を記載すること。なお、スマートフォン端末賃貸借代金は、契約期間（36か月）で分割した額とする。

- (2) 請求書と併せて、回線（73回線）ごとに、通信料金、スマートフォン端末代金、データ通信使用量等が確認できる明細を添付すること。
- (3) 本契約の履行に際し、何らかの要因により追加費用が発生した場合、その費用については、受注者と協議の上決定する。

9 緊急時対応及び災害時の対応

- (1) 緊急時には、受注者及び利用者からの連絡窓口（電話対応窓口）を有していること。
- (2) 災害時、災害復旧に当たる体制が構築されており、かつ迅速な復旧体制をとること。

10 その他

- (1) 納入事業者は、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用する事業者であること。
- (2) 契約期間内における賃貸借物品に係る部品等の供給が保証されていること。
- (3) 賃貸借物品の導入、納品及び回収（データ消去を含む）に係る経費は、受注者の負担とし、当該契約に含めること。
- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (5) 詳細な作業要件については、事前に協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方その都度協議して定めるものとする。